

税務キャッチ・アップ

法人税関係

試験研究費の計上時期と税額控除

1 はじめに

平成18年度の税制改正により、試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、比較試験研究費の額を上回る試験研究費の増加額に対して5%を税額控除する制度が付加された。

「総額」だけでなく「増加額」も税額控除の対象になったことで、試験研究をいつ実施するのかが重要な問題となってくる。

本稿においては、試験研究費の計上時期と税額控除への影響について検討する。

2 試験研究費の計上時期

(1) 税額控除の対象

税額控除の対象となる試験研究費の額は、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限られ、他の者から支払を受ける補助金等の金額がある場合には、その金額を控除すると規定されている(措法42の4①)。

(2) 試験研究費の変動要因

每期継続して同規模の試験研究費が損金算入されているケースでは、補助金等の交付を受けた事業年度の税額控除の対象となる試験研究費の額は減少し、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額を超えることは困難になるため、増加額の5%を税額控除することは難しくなる。

これに対し、補助金等の交付

を受けた翌事業年度においては、前事業年度に交付された補助金等が考慮され比較試験研究費の額は減少しているため、翌事業年度の試験研究費の額は比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額を超えやすくなり、増加額の5%を税額控除できる可能性が高くなる。

(3) 実務上の留意点

これらの変動要因を試験研究の実実施計画から事前に把握し、試験研究の実施時期について検討を加えることは、増加額に対する税額控除を活用するために有効である。

3 試験研究費の繰越控除制度

(1) 制度の仕組み

当事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合には、当事業年度の税額控除限度額を優先的に控除し、前事業年度の税額控除限度超過額の繰越控除を後回しとする控除順序になっている。なお、控除しきれなかった前事業年度の税額控除限度超過額は切り捨てられることになる。

一方、当事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額以下である場合には、繰越された前事業年度の税額控除限度超過額があっても当事業年度の税額控除限度額だけが控除されることになる(措法42の4③・④)。

(2) 実務上の留意点

試験研究費の繰越控除制度を活用するためには、企業業績の動向を注視し、当期決算が未だ赤字であっても翌期決算の黒字化が見込めるならば、繰越控除の可否を視野に入れ、試験研究の実施時期に検討を加えていく必要がある。

4 疑問点

補助金等の交付は、長年にわたる試験研究活動の成果として受けるものであり、交付事業年度だけの成果ではない。補助金等控除後の試験研究費は、各事業年度において実施した試験研究活動に見合う試験研究費を示さないものであるから、増加額に対する税額控除及び繰越控除の可否を判定する上で比較対象とすることには疑問が残る。

5 おわりに

試験研究活動は企業を発展させていく上で必要不可欠なものであり、絶え間ない積重ねが新たな実を結ぶのである。限られた経営資源を活かすためには、税額控除の時機を捉えることが重要である。

試験研究の実実施計画とともに中期的な利益計画をも念頭に置き、試験研究費の計上時期を的確に捉えることでこれらの制度の有効活用を図りたい。

(右山研究グループ)
税理士 杉山 一紀